

その他の運輸交通業－その他における死傷災害発生事例（2017年）

年	月	発生時	死傷災害発生事例	年齢	起因物 (小)	事故の 型	労働者規 模
2017	2	19~20	自社構内において、車両に荷物の積み込みを行っていたところ、車両荷台で、誤って足を滑らせ転倒し、尻部を荷台床に強打し、そのまま帰宅した。帰宅後、持病の腰痛が悪化し起き上がれない状態となった為、救急搬送となった。	36	416	2	—
2017	3	23~24	スマート料金所勤務中、上り線入口車線に大型車のETC車両が進入した際、大型車の左アンダーミラーがETC開閉バーに接触した。処理をするため本人は料金所事務室から徒歩で入口車線へ向かう途中、大型車に気を取られ、途中の側溝に右足がはまり転倒した。	56	418	2	1~9
2017	3	17~18	チェックインカウンターにて業務中、旅客が多かったため何度も旅客の荷物を運ぶのを手伝い、腰周辺を痛めた。翌日は痛みを我慢しながら、同様に旅客の荷物を搬送する業務を行ったが、帰宅後に痛みが増してきて、翌朝は動くことができないほどの痛みとなった。	24	611	19	1000 ~ 9999
2017	3	7~8	第1ターミナルに到着し、2番ベルトで運ばれてきたコンテナ4台の内1台に積まれているスーツケースをターンテーブルに取り下ろす作業中、コンテナ内上部のスーツケースを両手で下ろそうとした際に首に激痛がはしり、第7頸椎棘突起骨折を負った。	44	611	19	100 ~ 299
2017	4	7~8	取引先敷地内にて貨物コンテナから引っ越し貨物をパワーゲートトラックに積み込む際、雨の日により足を滑らせ、高さ約40cm下に右膝から転落し、ゲート上で右手首と腰を強打した。	39	221	1	50~ 99

2017	5	17~ 18	構内にて荷物を下ろす為に落下防止バーを外す作業の際、中腰状態で落下防止バーを外す為、身体の状態バランスが悪く、背中から腰へ痛みが発生した。	42	611	19	30~ 49
2017	6	13~ 14	コイルを積みワイヤーを掛けていた際、荷台の端にいて作業をしていたため、滑って地面に落ちた。	43	221	1	10~ 29
2017	6	16~ 17	トラックの荷台にてシート掛けをしていた。荷台の上を移動する際、シートで隠れていた足の踏み場のない所へ足を置いてしまい、そのまま転落した。	57	221	1	10~ 29
2017	6	19~ 20	機内用品倉庫内にて、機内誌を載せたカートを押して運搬用トラックに積み込むため、当該トラックのリフターにカートを載せた際、カートがバランスを崩して転倒した。その際、転倒したカートに足を挟まれ、右足かかとを骨折した。	30	362	7	1000 ~ 9999
2017	7	9~10	自船の入港作業中、舟尾付けのため船尾甲板にタラップを用意し、岸壁から船尾が1m位の所でタラップを岸壁に掛けようとしたが潮が引いていて高さが合わなかった。甲板員に岸壁へ移ってもらうため、タラップの船側を押さえていたところ甲板員がタラップに乗った際、バランスを崩し、タラップが跳ね上がり、その反動で甲板に左肩を強打した。	37	419	19	30~ 49
2017	7	17~18	流通センター構内で、トラックの積み込み作業中、左側の積み込みを終え右側の荷物を待っていた時に、トラック後方へ移動した際止まっていた24tリフトの左後方におり、その24tリフトを動かそうとしたリフトマンが後方確認を怠ったために、脚部がリフトのタイヤの下じきになり、その際リフトのハンドルを回し左足が切断された。	50	222	7	10~ 29
2017	9	8~9	料金所事務室内椅子に座っていた際、電話の応答操作をしようと立ち上がり電話まで行く途中で、左足を椅子の足に強打し転倒、受傷した。	66	417	2	10~ 29
			空港内（手荷物仕分け場）において、手荷物をソーティングベルト				

2017	9	9~ 10	(手荷物台) から飛行機へ運ぶための車両へ積み込む作業をしていた。当日、それまでに52コの手荷物を取り扱い、同作業を行った際、腰部を痛めた。	63	611	19	~ 499	300
2017	10	14~ 15	料金所35レーン出口一般車線の立直勤務を終え、事務所に戻る地下通路にて、水漏れ対策として置いてあるパレットの段に躓き転倒負傷したもの。	61	417	2	50~ 99	
2017	10	15~ 16	航空機の機内清掃作業において、トイレのゴミを回収し、まとめた物を作業用トラックの手すり越しに外へ出そうと持ち上げたところ、腰をひねる体勢となり、その時に腰に痛みが走った。	19	611	19	~ 299	100
2017	11	15~ 16	会社の資材置場で、鉄板片付け中、同僚がフォークリフト運転、補助(被災者)がフォークの爪の間に立ち、鉄板の間に角材をかまし、仮置き角材を抜く際に、リフトの爪から鉄板が外れ落ちた。慌てて手を抜いたが、間に合わず親指を挟んでしまい、右手親指骨折、皮膚裂傷した。	44	222	7	30~ 49	
2017	11	19~ 20	事業所へ修理車両を納車した際、暗くて足元がよく見えなかった為、10cm程の段差に気付かず、その段差で足を捻り転倒した。	39	419	2	1~9	
2017	12	17~18	トラックの助手席に乗り業務していた際、目的地に到着しトラックから降りたところ段差があり、左足を挫いた。	40	417	3	50~ 99	
2017	12	10~11	バス(ほぼ満車の状態)をホテル前バス停に停車した際、乗車待ちのお客様が15名程いた。乗車不可能なため、被災者は運転席を離れ、お客様に「次のバスをご利用ください」と案内し、乗車待ちのお客様に了承してもらったが、バスに乗車していたお客様が降りて来て、乗車待ちのお客様をバスに乗せるように言い、被災者の胸部を両手で押した。被災者は押されてバランスを崩し転倒し、その際に左手をついた。	41	911	6	~ 299	100

Return to : [https://www.jisha.or.jp/international/topics/202206\\_06.html](https://www.jisha.or.jp/international/topics/202206_06.html)